

もりおがみだにきようかい

財団法人 一志町ふれあいの森林狼谷協会(保安林指定み第185号)

会

報

第2号

平成5年11月1日

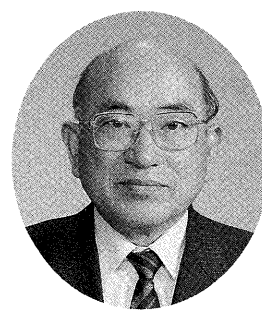
毎年1回11月発行

発行所 一志郡一志町大字田尻595-13



ごあいさつ

理事長 西 廣 茂

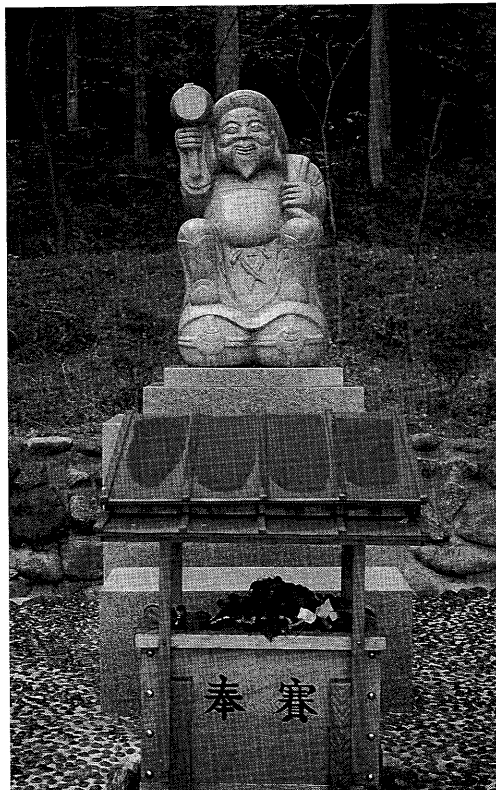


一志町の皆様、平素は大変ご無沙汰いたしております。益々お元気で活躍のこととお慶び申し上げます。本年は、低温・長雨・日照不足の冷夏、さらに台風と集中豪雨により、大きな災害を蒙りました。特に水稲において、戦後最悪の凶作と云われ、海外より一〇〇万トンを超える多量の米を輸入する結果を招き、瑞穂の国である我が日本は、史上かつてなき状態であろうと存じます。他面、こうした全国的な被害状況を考えますと、私たちの住む一志町は、ありがたい土地であ

るとの思いを強く感じます。その幸せな土地に住いをいたしておりますだけに、日頃その恩恵も忘れ、時には不平や不満の念がおこります。この被災の年に自身のくらしを見直す好機にいたしたいものと存じます。当協会は、設立以来四年を経過いたしました。皆様のご協力とご支援のお蔭にて円満に運営され、着々とその実を挙げさせていたしております。ここに改めてお礼申し上げます。また、記念林も取得以来、約一〇年を経過し、手入れの甲斐もあって、杉・桧はすくすくと伸び、立派に成長いたしました。昨年は農山神として、狼谷大黒天を建立いたしました。多数のご参拝をいただきありがとうございました。本年はまた、当協会設立の趣旨により、「山林は水の源であり、

水は農の源、農は命の源」と云う思想を基本に、狼谷大黒天を安置したその場所に井戸を掘削いたしました。井戸の名を杉の井（すぎのい）と称し、この水を狼谷大黒天、愛称を小町と名付けられました。清い、美しい冷水は、必ず皆様にさわやかな気持ちを与えるものと信じます。ご自由にお汲みいただき、水の真の味を賞味下さい。さらに、一志町ふれあいの森林狼谷に通ずる松山林道の整備について、県、並びに一志町より格別のご高配・ご支援と、松

山林道関係者皆様のご協力をいただき、舗装整備が近く完成の予定となっております。ここに厚くお礼申し上げます。人間は、自然との共生にあり。一木・一草に至るまで、神宿ると云われております。大きな災害を受けましたが、これだけですんだと感謝して、日々のくらしに努めたいと存じます。皆様の一層のご健勝を心から祈念申し上げますとともに、本協会に対して今後ともご支援・ご協力の程をお願い申し上げます。ごあいさついたします。



(財)一志町ふれあいの森林

狼谷協会の役員一覧

つぎの皆さんが役員となっております。		評議員	
理事長	西 廣 茂	吉 井 健 治	池 山 弘 己
副理事長	寺 田 治	篠 田 弘 己	稲 垣 守 長
理事	長 谷 川 守	松 岡 伸 一	茂 木 勇 守
	滝 川 清	北 出 竹 次	田 中 一 雄
	庄 山 郁 三	松 岡 一 直	飯 田 利 典
	竹 内 道 昭	伊 藤 久 明	稲 垣 久 明
	前 山 禮 三	平 山 公 三	尾 山 哲 郎
	井 田 憲 二	藤 岡 克 明	林 岡 克 明
	徳 田 洋	山 田 朋 一	山 田 朋 一
	中 野 五 男	林 田 孝 幸	山 田 孝 幸
	奥 田 孝 夫	青 木 克 己	山 本 保 久
	青 木 克 己	山 本 保 久	中 山 久
監事	山 本 保 久		
	中 山 久		

この協会の構成員は、平成元年一月三十一日現在の一志町農協の組合員二、六一八名に限りま

一志町農協創立二十周年記念林（狼谷）によせて

狼谷の雄叫び

おがみだに

狼谷の一角に立つて狼谷をしみじみと見る。狼谷は懐ふかい馬蹄状の全山緑広さ凡そ一〇〇〇坪を超えるその重厚な斜面に樹齢二〇年の若杉の木立がきれめなく続く朝の光を浴びて木立のあしは長いその木はだは淡く銀色に輝いて夕映えに赤味さす木々の趣と対照に谷は艶やか山容は優美緑青色きわだつ木立の木末はどれもみな一尋以上も伸びて空を衝くその雄々しい姿は自ら深山幽谷の気配を漂わせるときに農協の長英知によって想を構え衆知を集め英断をもつて明るい農村づくりの真髓を力強く推し進める三五〇〇戸の郷党信と愛の基調をよく解し敢えて協調の手を休めず

ひたすら理想の貝現に精を出す一志町農協創設なって二〇年組合員戸数三〇〇〇の実現はその日も近い若杉の生え三〇〇〇株泉湧く狼谷を懸命に確保して記念林に定める期せずしてきょうここに信用の花実を結び農林中央金庫理事長の最高の栄誉に輝く名声高き画星に絵筆を託し狼谷の華麗な杣を額に納めて掲げ

営農愛林の真実を後世に遺す一志町農協に栄光あれ組合員に繁栄あれ

一九八七年立秋吉日
一志町波瀬
中 野 五男 作詩

ふれあいの森協会（略称）

設立の趣旨

長期にわたる木材価格の低迷、山林労働者の高齢化、林業経営諸経費の増加などによる林業生産活動の停滞に加え、大都市集中型の経済成長に伴う山村の過疎化の進行等の要因によって、森林の荒廃は限りなく進みつつある。それに伴い、山林への関心も希薄化し、人々の心は、自分たちの生活が、森林の恩恵を受けて営まれていることすら忘れ去ろうとしている。

そんな中、当時の一志町農協では、農協創立二十周年記念事業の一環として昭和五十九年十月、一志郡一志町大字波瀬字松山に、一・七ヘクタールの杉、檜の二十年生の山林を取得した。その趣旨は、森林は水の資源であり、水は農の源、農は命の源という思想を基本に、地域の組合員が共有の山林を保有し、それに接することによって山を愛することと育てることを目的

としたものである。

この大いなる目的で取得された山林を、一志町農協から寄付を受けるにあたり、維持管理に つとめ、その趣旨をより具体化する手段として、財団法人「一志町ふれあいの森林狼谷協会」を設立したものである。

この基金による果実をもとに、森林を中心として、「森林（もり）と水と人間（ひと）」とのふれあい「森林（もり）と水と生活・産業（くらし）」に関する活動への助成「森林（もり）と水の文化の伝承」を三本柱として、関係機関の協力を得て、公共の福祉に資する活動の展開を図るものである。

あわせて地域の発展と、活力ある農山村づくりを進めるものである。

取得の経過

昭和五十九年十月八日

波瀬老友会より山林取得

昭和六〇年一月一日

波瀬 小畑 長氏より水田

取得

平成元年一月二〇日

財団法人一志町ふれあいの

森林狼谷協会設立認可、(三

重県指令農政第一〇八号三

重県知事、民法第三十四条)

平成元年三月二二日

三重県より保安林の指定を

受く、(三重県告示第一八

五号、森林法第三三条第三

項

森林の所在地・面積等

一志町大字波瀬

字松山七七一番地

山林 三、一六〇㎡

一志町大字波瀬字松山

七七六二番地の一六

山林 一四、一八一㎡

【面積計】

一七、三四一㎡

「狼谷大黒天」建立の由来

財団法人一志町ふれあいの森林狼谷協会は、一志町農業協同組合が、創立二十周年記念事業の一環として昭和五十九年十月に取得した約一・七ヘクタールの杉、檜の二十年生山林を、組合員の心の拠り所として、これを後世に残すため平成元年一月に設立した協会である。

一木一草に神宿る人間は自然との共生をめざす

一木一草に神宿る

人間は自然との共生をめざす

山林は水の源であり、水は農の源、農は命の源という思想を基本に、緑美しき狼谷の聖域に開運の神、福の神、生産の神と

●例祭は、正月元旦と、十一月二十三日（勤労感謝の日）の年二回です。

杉の井掘さくの所以

ゆえん

〈平成五年十月掘さく〉

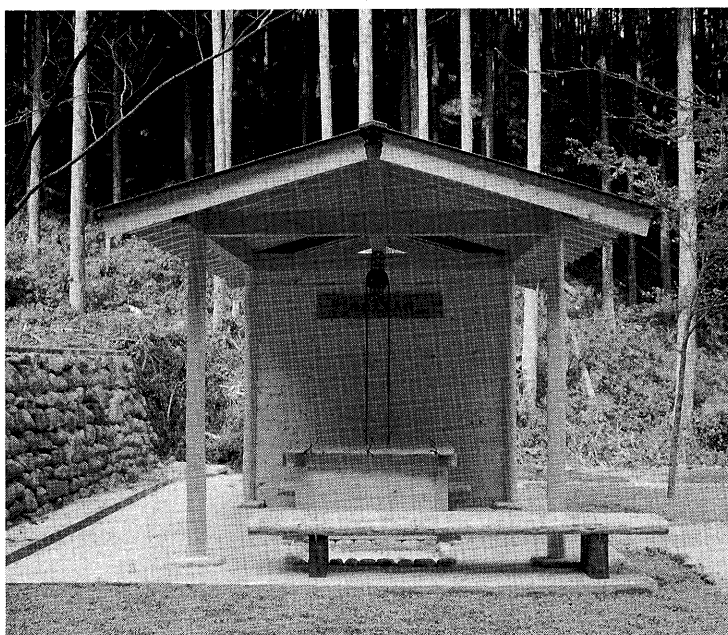
狼谷の谷あいには雨水が地下水となり、迂余曲折、めぐり廻って地中を潜りぬけ、やがて石清水となり、僅かながら平坦地

に湿原をつくる。

地域住民は目覚めこれを見つ

け、天水利用の稲作に挑む。

先ず、ケモノみちを踏みつけ



たりして道に広げる。そして土手を築き畦を構え畔を整えて水の確保に意を注ぎ、菅の笠に隠される程の土地でさえ見のがさず、いわゆる小町農法を試みる。また、自生する手ごろな木を伐り稲架を組み皮を剥いで箕にし、水を田に呼び込んだりする。

また、田の畔の畦沿いに手槌で打った稲架のあしをひき抜くと、そこには美しい水がじきに穴からこぼれるのに出会う。以後太めの杭を木づちで打ちこんで出水（真水）をたくわえる。そして冷たい舌ざわりの良い、この水を汲んで渴きをいやし、湯に沸かしてたて汁などづくり舌鼓を打つ。

また、この辺地には、いたる所にとり薬（センブリ）、梅曼草（ゲンノショウコ）、かごん草、おとぎり草、りんどうなどの薬草が多く自生し、これら成分は初夏の腹調、真夏の暑気あたりにはよく適応し健康の保持に及ぼしたことも見逃せない。事後、梅雨入りをみては、いち早く植付けを済ませ折に触れ

て田見まわりの黄昏、段々に広がる小町小町の一枚一枚に、いわゆる田毎の月が照り今更ながら腰を伸ばして天を仰ぎ、そのすばらしさに満足し、悦に入った先人の姿が偲ばれる。

このたび、全山杉檜の緑に囲まれた境内に、大黒天を翳すうち出の小槌に想を得、農を支えた古人の水に対する苦勞を呼びおこし、農の基は水にあることと合わせて井戸の掘さくを發起する。

そして、この9月吉日、準備万端整えて大槌を下したところ、きれいな真水がこの井戸に沸き出す。

この水は数多い杉檜の大根小根を巡り山あいの千草の根を洗い、黄金の実を咀しゃくした冷たい水でその昔、折りをこめて町々に蓄えた水そのものと言える。また、山岳信仰の願いとも重なって銘水、霊水として広く重宝されよう。

よって、この井戸を杉の井（すぎのい）と称し、この水を狼谷大黒天水愛称を「小町」と名づけられる所以である。

財団法人

一志町ふれあいの森林狼谷協会

もりおがみだにきょうかい

寄付行為(運営規則)

を目的とする。

(事業)

第一章 総 則

(名称)

第1条 この法人は財団法人一志町ふれあいの森林狼谷協会という。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を一志郡一志町大字田尻五九五番地の一三におく。

(目的)

第3条 この法人は、森林が人間にとって欠くことのできない資源であり、はかり知れない恩恵を及ぼしていることに鑑み、山林を愛し、育て、守る必要性を広く啓蒙強調するとともに、地域森林の保全管理の指導的役割を果し、林業と農業の一体化をめざし、山林の活用による県民の健康の増進と福祉の向上をはかる事

に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、事業執行上やむを得ないときは理事会において、理事現在数の4分の3以上の

議決を得、かつ三重県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決で定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期貯金、信託会社への信託、又は、国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算および決算)

第10条 この法人の収支予算は年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後1箇月以内にその年度の財産目録とともに、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第三章 役員及び事務局

(種別)

第12条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事…8人以上、13人以内

理事は理事長・副理事長各1名を互選するものとする。

(2) 評議員…20人以内

(3) 監事…2人

2 理事長はこの法人を代表し、会務を統轄する。

3 副理事長は理事長を補佐し、業務を処理し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときはその職務を代行する。

4 監事は民法第55条の職務を行なう。

5 評議員は評議員会を組織して、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議する。

6 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることが出来ない。

7 理事のいずれか1名とその親族、その他特別の関係にある者の合計は、理事総数の3

分の1を超えてはならない。

8 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であつてはならない。

(任期)

第13条 役員の任期は、3年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は任期満了の場合において後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

(役員の推せん)

第14条 次の各号に掲げる団体の代表者(以下「推せん者」という。)は、その団体の役員、又は職員の中から役員候補者を理事長に推せんするものとする。

- (1) 一志町
- (2) 三重中央農業協同組合
- (3) 中勢森林組合

2 前項の規定により推せんされた被推せん者のほか一志町長は、学識経験者を役員候補者として理事長に推せんするものとする。

3 前2項の役員候補者の推せんは、被推せん者の役職名、住所及び氏名を文書でもって通知するものとする。

(役員の選任)

第15条 役員は、前条の規定により推せんのある被推せん者の中から理事会において選任するものとする。

(役員の役職指定)

第16条 役員は、第14条第1項に規定する団体の役員又は職員でなくなったときは、役員の職を辞任するものとする。

2 辞任した役員の後任者は、当該役員の推せん者が推せんするものとする。

(推せん団体の責務)

第17条 推せん者は、推せんした役員が第14条第1項に規定する団体の役員又は職員でなくなったときは、すみやかに本人の辞任届けを徴し、理事長に提出するものとする。

(解任)

第18条 役員に役員としてふさわしくない行為があつた時は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決により解

任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理させるために、事務局を設け、必要な職員をおく。

2 職員の任免は理事長が行なう。

3 職員は理事長の定めた職務に従事する。

第四章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄付行為に別に規定するもののほか次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に關する重要事項

(招集)

第22条 理事会は理事長が招集する。

平成4年度収支決算報告書

〈平成4年4月1日～平成5年3月31日〉

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
I. 収 入 の 部		
1. 基本財産運用収入		
基本財産利息収入	15,197,300	定期貯金利息
2. 運用財産運用収入		
運用財産利息収入	1,548,804	定期・普通貯金利息
3. そ の 他	7,746,565	
当期収入合計 (A)	24,492,669	
前期繰越額	40,096,431	
収 入 合 計 (B)	64,589,100	
II. 支 出 の 部		
1. 事 業 費		
活動助成金	7,161,684	別紙内訳書
整備費	14,206,072	大黒天安置及び参道整備
保全管理費	251,070	枝打ち、下刈り等
租税公課	10,000	法人県民税
什器備品費	134,550	賽銭箱
印刷製本費	309,000	会報
事務負担金	0	
保険料	0	
共栄火災 (山林)	11,100	
2. 管 理 費		
役員報酬	730,000	役員31名(理事・監事11名、評議員20名)
給料手当	70,000	事務員2名
会議費	334,067	
旅費交通費	0	
消耗品費	12,433	
図書研修費	54,874	視察 (京都・礪石)
賃借料	598	
3. 基本財産支出		
基本財産繰入支出	20,000,000	
当期支出合計 (C)	43,285,448	
当期収支差額 (D)=(A)-(C)	▲ 18,792,779	
次期繰越額 (E)=(B)-(C)	21,303,652	

的たる事項を示して請求があつたときは理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 理事会は理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄付行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

2 議事録には出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

(評議員会の構成)

第28条 評議員会は評議員をもって構成する。

(評議員会の審議事項)

第29条 評議員会は理事長が必要と認める事項を審議する。

(評議員会の招集)

第30条 評議員会は、必要に応じて

じて理事長が招集する。

(評議員会の議長)

第31条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の定足数)

第32条 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

2 評議員会の議事は出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第五章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第33条 この寄付行為は理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、三重県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第34条 この法人は民法第6条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、三重県知事

の許可があつたとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は理事会の議決を経、三重県知事の認可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第六章 補 則

(委任)

第35条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は第15条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第13条第1項の規定にかかわらず、昭和65年5月31日までとする。

2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画並びに収支予算は第10条及び第21条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計年度は第11条の規定にかかわらず、設立認可のあつた日から昭和64年3月31日までとする。

平成五年度事業計画書

基本方針

財団法人のシンボルである山林（狼谷大黒天）の整備につめるとともに、「森林（もり）」と水と人間（ひと）とのふれあい」「森林（もり）」と水と生活・産業（くらし）に関する活動への助成」「森林（もり）」と水の文化の伝承」に関する事業活動の展開を行う。

事業内容

一、山林の下刈りを春・秋に行うほか、間伐・整枝等の整備・保全を行う。

(1) 遊歩道（松山林道）の舗装工事を実施する。（保安林 県単事業）

(2) 大黒天（ひろば）の周辺整備を行う。

① 井戸堀・きよめ参道の整備

② 参道、及び大黒天にお

る花木植付け

③ ひろばから大黒天の配水工事、及び整備

二、森林（もり）」と水と人間（ひと）とのふれあいに関する事業に積極的に援助を行う。

三、森林（もり）」と水と生活・産業（くらし）に関する活動への助成

森林と水を源とする農林業を営む団体の活動に対して助成を行う。

四、森林（もり）」と水の文化の伝承に関する事業

文化の伝承の担い手である老人と子供のふれあいに関する活動を行う。

五、狼谷大黒天を心の安らぎ、大黒ひろばとして愛され、親しまれ、ひろく資源を理解し、愛林の心を培う広場として活用する。



★平成4年度活動助成金の内訳

(単位：円)

事業名		決算額
緑の少年隊・青少年団体、等		10,000
農協実行組合、事業活動		4,651,714
内訳	助成金	2,998,700
	豊年祈願祭・綱引大会 外	1,653,014
年金友の会活動助成金		70,000
〃 長寿慶祝者祝		425,400
農協婦人部活動助成金		264,478
町政懇談会		30,000
農業委員会		100,000
土地改良区協議会		200,000
一志町老人会		100,000
各地区老人会		400,000
一志町の農業を守る会		260,000
敬老会		50,000
運動会（小・中学校、各地区）		25,000
各種行事助成		290,642
その他の活動費		284,450
合 計		7,161,684

財産目録

〈平成5年3月31日現在〉

資産総額 321,685,154円

【内訳】 山林 17.341㎡ （一志町評価額） 381,502円
（取得額）5,700,000円

基本財産（三重中央農協定期貯金） 300,000,000円

内 訳

(単位：円)

定期貯金	満期日	金額
	平成5年10月23日	200,000,000
	平成6年3月26日	61,800,000
	平成6年4月1日	18,200,000
	平成5年10月24日	10,000,000
	平成5年10月28日	10,000,000
		300,000,000

※ 運用財産（三重中央農協普通貯金） 21,303,652円

年金友の会会員
長寿慶祝規程
(財)一志町
ふれあいの森林
狼谷協会

一、趣旨
高齢化社会の進展に即応して
会員の長寿をお祝いすると
もに、その家族の敬老心を讃
え、健康的な家庭を祈念して
お祝を贈るものとする。

二、対象者
三重中央農協年会友の会一志
支部所属の会員(町内在住者)
で、毎年八〇才に到達した方
およびその家族。

三、贈呈内容
金一封(家族)
記念品(本人) および御祝状

四、贈呈時期および方法
満八〇才の誕生日に直接家庭
を訪問し祝う。

五、実施時期
平成元年二月一日
(この規程に基づいて毎年お祝
をしています。)



【作品解説】
豊かに育っている杉の林を表現するため造型的にいかに構成す
るかに最も苦心した。
近景に数本の杉を配置して絵の中心とした。
中景は左側の杉林と樺の幼木によって山の広さを暗示し、左の
砂利道で遠近との距離間を暗示した。
遠景は杉の林である。
美林を意識づけるために遠景でも極力強くなるように求めた。
空は杉を生かすために白を多くして、杉と緑とのコントラスト
をつくり杉を生かすように工夫した。



山緑 30号F型 油絵
作者 小野雅生
おの が せい
(一志郡香良洲町出身)
昭和62年 8 月10日 作

平成5年度収支予算書

〈平成5年4月1日～平成6年3月31日〉
(単位:円)

科 目	予 算 額	平成4年度決算額	予 算 説 明
I. 収 入 の 部			
1. 基本財産運用収入	11,550,000	15,197,300	
基本財産利息収入	11,550,000	15,197,300	
2. 運用財産運用収入	40,000	1,548,804	
運用財産利息収入	40,000	1,548,804	
3. そ の 他	0	7,746,565	
当期収入合計 (A)	11,590,000	24,492,669	
前期繰越額	21,303,652	40,096,431	
収入合計 (B)	32,893,652	64,589,100	
II. 支 出 の 部			
1. 事 業 費	18,472,000	22,083,476	
活動助成金	9,000,000	7,161,684	
整備費	8,000,000	14,206,072	
保全管理費	1,000,000	251,070	山林管理及び祭事
租税公課	10,000	10,000	
什器備品費	100,000	134,550	
印刷製本費	300,000	309,000	
負担金	50,000	0	
保険料	12,000	11,100	
2. 管 理 費	1,550,000	1,201,972	
役員報酬	800,000	730,000	
給料手当	70,000	70,000	
会議費	500,000	334,067	
旅費交通費	20,000	0	
消耗品費	50,000	12,433	
図書研修費	100,000	54,874	
雑費	10,000	598	
3. 基本財産支出			
基本財産繰入支出		20,000,000	
当期支出合計 (C)	20,022,000	43,285,448	
当期収支差額 (D)=(A)-(C)	▲ 8,432,000	▲ 18,792,779	
次期繰越額 (E)=(B)-(C)	12,871,652	21,303,652	

◎予算編成方針
次期繰越額の範囲内で次年度予算を樹立することとする。

一志町ふれあいの森林狼谷の位置

